

中村川水系河川整備計画 (変更)
(原案)

令和 7 年 9 月

青 森 県

目 次

1.	流域及び河川の現状と課題	- 1 -
1. 1.	流域及び河川の概要	- 1 -
1. 2.	治水の現状と課題	- 6 -
1. 3.	水利用及び水量、水質の現状と課題	- 11 -
1. 4.	河川環境の現状と課題	- 14 -
2.	河川整備計画の目標に対する事項	- 18 -
2. 1.	計画対象区間	- 18 -
2. 2.	計画対象期間	- 19 -
2. 3.	河川整備計画の目標	- 19 -
3.	河川整備の実施に関する事項	- 21 -
3. 1.	河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	- 21 -
3. 2.	河川の維持の目的及び種類	- 24 -
4.	河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等に関する事項	- 25 -
4. 1.	河川情報の提供に関する事項	- 25 -
4. 2.	流域における取り組みへの連携・支援等に関する事項	- 26 -

1. 流域及び河川の現状と課題

1.1. 流域及び河川の概要

1.1.1. 流域及び河川の概要

中村川は青森県の西部に位置し、その源を^{しへいもり}四兵衛森（標高 641.7m）に発して、山間部を蛇行しながら流下し、^{まつだい}松代 地先にて人里に出て、川沿いに広がる水田地帯を蛇行を繰り返して北流を続け、^{まぎ}間木 地先にて右支川 ^{とくめい}徳明 川を合わせ、日本海に注ぐ流域面積 149.0 km²、幹川流路延長 44.9 kmの二級河川です。

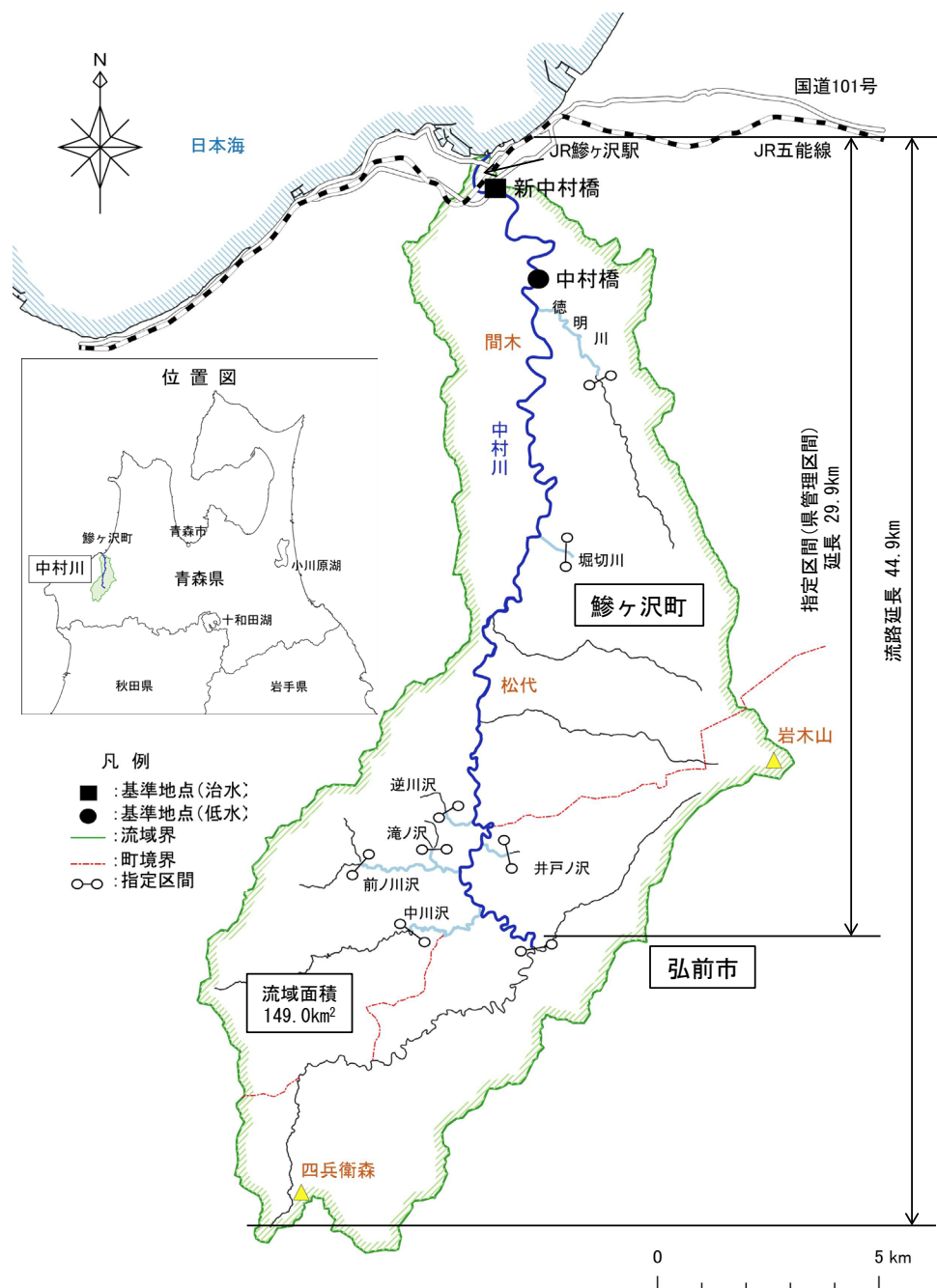


図 1-1 中村川水系図

中村川の河川形状は、上流部の松代地区で川幅が20～30m程度、河床勾配が約1/50とかなり急で砂防指定地となっています。中流部は川幅が35～40m程度、河床勾配が約1/300とやや緩くなり、穏やかな流れとなっています。市街地となっている下流部は川幅40～50m程度、河床勾配は1/900と緩やかで感潮区間となっています。

中村川流域の地形は、下流の低地を除き、ほとんどが山地地形で、世界遺産白神山地から連なり、四兵衛森、乱岩ノ森（標高885m）、菱喰山（標高849m）等の標高600～900mの比較的急峻な山々からなっています。中村川流域の東には、円錐形の成層火山である岩木山（標高1,625m）が位置しています。

中村川流域周辺の地質は、東北日本のグリーンタフ地域に含まれ、基盤岩は新第三紀中新世の火山砕屑岩や堆積岩類からなり、これらを覆って第四紀更新世以降の岩木火山を起源とする火山噴出物および段丘堆積物、崖錐堆積物などが分布しています。流域の基盤岩は、上流部には安山岩火山礫凝灰岩、軽石凝灰岩、凝灰角礫岩などから構成される田野沢層、中流部には薄板状珪質泥岩から構成される大童子層、軽石凝灰岩の薄層を挟む塊状－厚板状粗粒シルト岩から構成される赤石層、下流部には珪藻土質の塊状シルト岩で構成される舞戸層が分布しています。

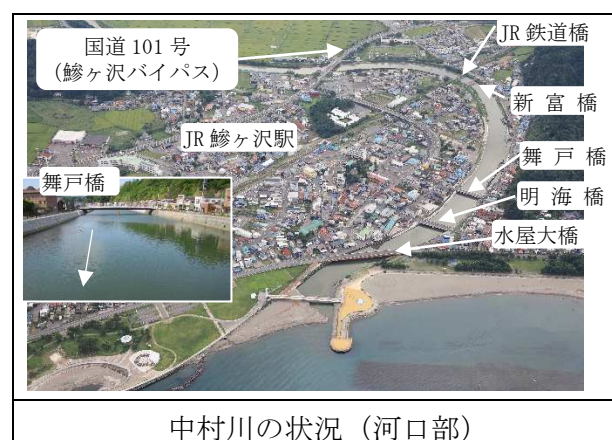
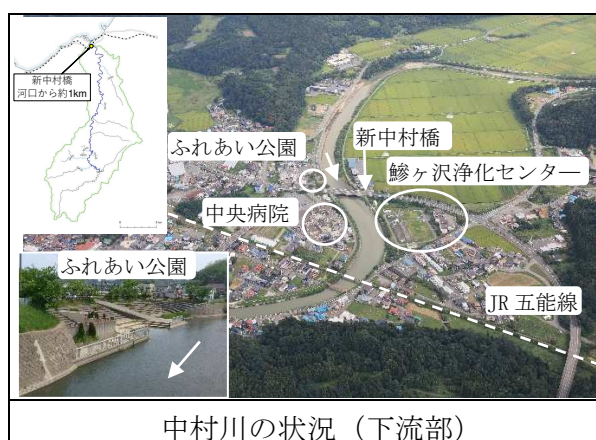


図 1-2 中村川の状況

中村川流域の年間平均降水量は約 1,500mm で、台風期（7 月～10 月）に比較的多くなります。年平均気温は 9.3℃です。

中村川の上流部は、ほとんどが国有林であり、東側は津軽国定公園、岩木高原県立自然公園区域で、自然豊かな山地となっています。

流域内の植生は、主として白神山地から続くブナ林からなっています。白神山地の原生的なブナ林は、純度の高さや動植物相の多様性が世界的に特異な森林として“世界自然遺産”に登録されています。中村川流域では、矢倉山スギ天然林、湯段のミズバショウの群生、湯段のザゼンソウの群生、岩木山高山植物群落が、特定植物群落（環境省）として指定されています。

中村川の流域は、大半が鰯ヶ沢町であり、一部弘前市を含んでいます。鰯ヶ沢町の人口は約 9,000 人（令和 2 年 国勢調査）で長期減少傾向にあります。人口のほとんどが河口部に集中しており、河口部は市街地となっています。

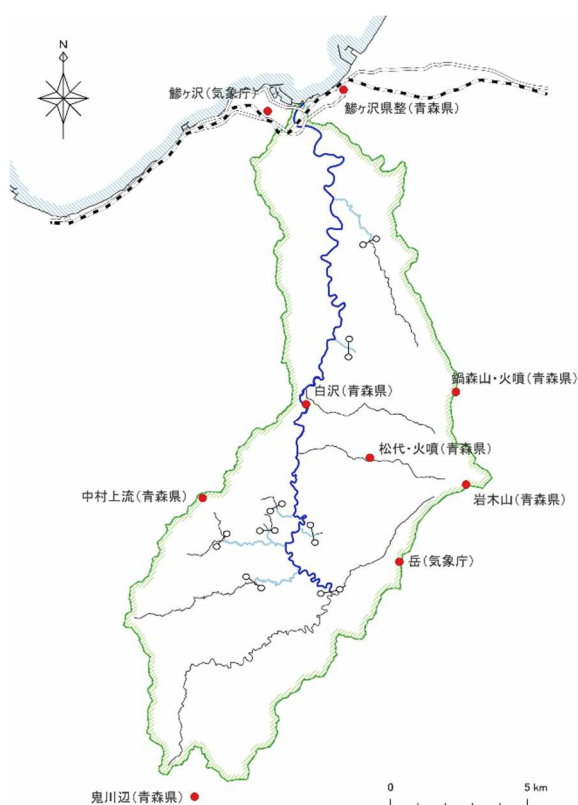


図 1-3 雨量観測位置

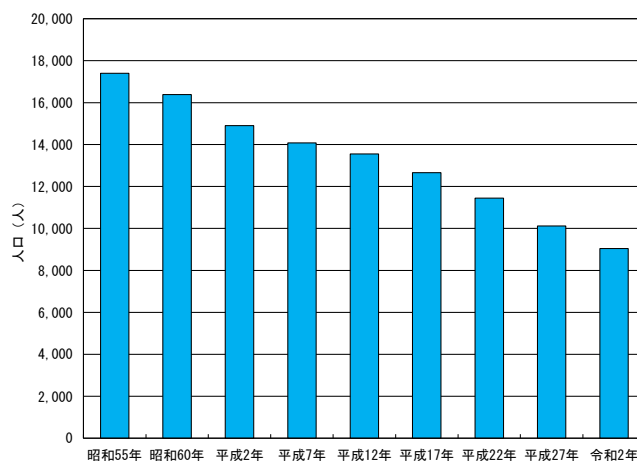


図 1-4 鰯ヶ沢町の人口の推移

中村川流域の土地利用は、約 89%が山林であり耕作地は 10%程度で市街地は 1%未満となっています。中村川沿川の土地利用は河口付近から約 1km の区間は両岸に人家が密集しており、その上流部は耕地が広がり穀倉地帯となっています。

鱒ヶ沢町の産業は、産業別の構成比（令和 2 年 国勢調査）によれば、農業を中心とした第一次産業が約 21%、建設業を中心とした第二次産業が約 17%、商業・サービス業の第三次産業が約 61%となっています。第一次産業の割合が比較的高い地域ですが、その割合は年々減少してきています。

流域下流部の鱒ヶ沢町の市街地を走る国道 101 号、JR五能線は、青森県^{このう}の中心都市である青森市、弘前市と日本海沿岸の市町村を結ぶアクセス手段として地域住民のみならず、周辺住民にとっても重要な交通手段となっています。また

津軽地域総合開発の拠点港として平成 9 年度から供用開始した七里長浜港は、令和元年に津軽港に港名を変更しており、現在は物流拠点及び洋上風力発電の O&M 港※として利活用されることが期待されています。

流域には、豊かな自然を活用して、中村川河口に「はまなす公園」、岩木山山麓に「鱒ヶ沢スキー場」などの観光施設があります。

流域内の法規制は、東側に位置する岩木山を中心に津軽国定公園、岩木高原県立自然公園に指定されています。下流右岸側及び上流右岸側の山地並びに岩木山は鳥獣保護区等に指定されています。流域内には、文化財保護法によって天然記念物に指定された生物も生息しています。

関連計画としては、「第 6 次鱒ヶ沢町総合計画」（令和 4 年策定）、「青森県基本計画「青森新時代」への架け橋」（令和 5 年策定、5 ヶ年計画）が策定されています。

中村川においては、洪水から流域住民の生命・財産を守る「治水」、安定した水利用ができる「利水」、動植物の多様な生息・生育環境を保全し、うるおいとやすらぎのある水辺環境を形成する「環境」のバランスがとれた、安全で魅力ある川づくりが望まれています。

※O&M 港（オペレーション&メンテナンス港）

洋上風力発電所の運転及び保守に関するサポートを提供するための保守・管理拠点港

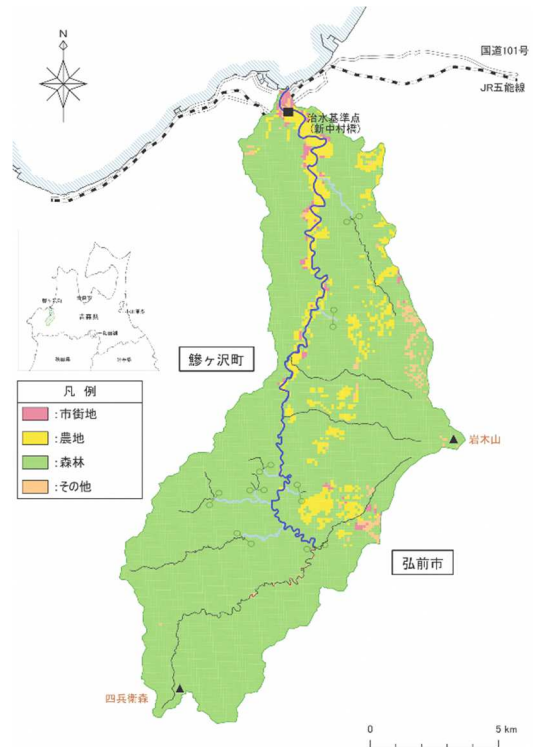


図 1-5 中村川流域の土地利用

1.1.2. 中村川沿川の歴史・文化

中村川流域の大半を占める鰯ヶ沢町には数多くの歴史的文化遺産が残されています。縄文時代では草創期から晩期にかけての遺跡が多数発見されており、中でも縄文時代中期の大規模な拠点集落である餅ノ沢遺跡からは集会場や共同作業場と見られる大型住居跡を含む多数の住居跡や石棺墓群などが発見されています。このことから、この時代には日本海北部沿岸地域の中心的な役割を果たしていた地域と考えられています。

また、平安時代には数多くの集落遺跡や生産遺跡が発見されており、中でも杣沢遺跡からは多くの製鉄炉や製鉄工人集団の住居群が発見され、全国の考古学・古代史研究者から注目されています。

中世には弘前藩始祖大浦光信公が種里^{たねさと}に入部し（『津軽一統志』によれば 1491 年（延徳 3 年）とされている）、それ以来、その名を歴史の舞台にとどめることとなります。この種里城は平成 15 年に「史跡津軽氏城跡（種里城跡）」として国の史跡に指定され、弘前城や堀越城と共に大切に保護され、活用されています。

また、中村川流域には「館遺跡（舞戸館）」「中村館」などの遺跡が確認されていますが、鰯ヶ沢町他河川流域と比べ、遺跡が少ないことから、見つかっていないものや未調査のものが潜在する可能性があります。

藩政時代には、弘前藩の御用港として栄えると共に、全国各地を結ぶ北前船の寄港地として賑わいを見せ、海上輸送の拠点として重要な位置を占めていました。しかし、明治時代以降になると、陸上交通の発達等によって、海上輸送の拠点から漁業の拠点へと移行していきます。現在は、令和元年に港名を変更した津軽港が、物流拠点及び洋上風力発電の O&M 港として利活用されることが期待されています。

1889 年（明治 22 年）の市町村制施行に伴い鰯ヶ沢町となり、津軽西部の政治、経済の中心地として歩んできます。その後、1955 年（昭和 30 年）に鰯ヶ沢町、舞戸村、赤石村、中村、鳴沢村の 1 町 4 ケ村が合併して、現在の鰯ヶ沢町が誕生します。

また、岩木山、白神山地などの豊富な自然環境に恵まれており、平成 5 年には世界最大級の原生的なブナ林が評価され、「白神山地」が世界自然遺産に登録されています。

1.2. 治水の現状と課題

1.2.1. 主な洪水被害

中村川沿川は、特に下流部鰯ヶ沢町の市街地を中心に、これまで中村川の氾濫により昭和33年8月、昭和36年4月、昭和50年8月と度重なる洪水被害を受けてきました。

特に、昭和33年8月10日～12日の豪雨がもたらした大雨により中村川が氾濫し、鰯ヶ沢町舞戸町と付近の水田、鉄道路線が浸水し、浸水家屋300戸と、流域に大きな災害をもたらしました。また、近年においても、令和4年8月の豪雨により、中村川沿川において記録的な大雨となり浸水家屋367戸と甚大な被害をもたらしました。

表 1-1 中村川の代表的な洪水被害

洪水年月日とその原因		被害額（千円）			備考
		土木災害額	一般災害額	合計	
昭和33年8月	豪雨	—	—	不明	浸水戸数300戸 総雨量246mm
昭和36年4月	融雪・豪雨	861,506	89,724	951,230	浸水家屋121戸
昭和42年3月	融雪	84,210	—	84,210	
昭和47年7月	豪雨	1,061,193	—	1,061,193	
昭和50年8月	豪雨	883,113	194,480	1,077,593	浸水家屋55戸
昭和52年8月	豪雨	30,040	17,126	47,166	浸水家屋20戸 総雨量224mm
昭和55年4月	融雪	2,110,464	3,666	2,114,130	
昭和56年8月	台風15号	80,655	310	80,965	総雨量206mm
平成2年9月	台風19号	130,819	980	131,799	浸水家屋4戸 総雨量124mm
平成14年8月	豪雨	18,101	—	18,101	
平成16年9月	台風21号	20,743	—	20,743	
平成18年12月	豪雨	62,121	—	62,121	
平成25年9月	台風18号	95,015	10,798	105,813	浸水家屋2戸
平成27年4月	豪雨	111,454	19,638	131,092	浸水家屋12戸
令和4年8月	豪雨	1,607,673	3,204,836	4,812,509	浸水家屋367戸※

注）資料：「水害統計」

※青森県資料により整理



浸水する河口部舞戸町、鉄道路線

孤立化した舞戸町

図 1-6 S33.8.10 洪水被害状況 (青森県 水害史 S34.3月)



図 1-7 S33.8.10 洪水被害状況



氾濫する中村川



護岸の被災状況

図 1-8 R4.8 洪水被害状況

1.2.2. 治水の沿革

中村川の治水事業は、下流部を中心に浸水面積 420ha、浸水戸数 300 戸の被害を受けた昭和 33 年 8 月洪水、昭和 36 年 4 月の融雪豪雨出水等の度重なる洪水被害を契機に本格的に始まり、昭和 36 年から昭和 41 年にかけて市街地がある河口部の 6.3km 区間が整備されました。

その後も、昭和 42 年 3 月、昭和 47 年 7 月、昭和 50 年 8 月、昭和 52 年 8 月、昭和 55 年 4 月と度重なる洪水被害を受け、中流部の改修が行われています。また、鰯ヶ沢町の市街地の拡大に伴い、河口から 2.7km を計画区間として昭和 56 年度から再改修に着手し、平成 9 年度までに鉄道橋上流 1.8km 区間の暫定改修を終えたものの、融雪出水時等には毎年のように洪水被害が懸念されるなど、中村川の治水安全度は依然として極めて低い状況となっており、資産が集中する河口から 1.4km の区間について、平成 19 年度から築堤、掘削、護岸等による河川改修を実施しています。加えて、「水防災意識社会」の再構築を目的に、中村川水系を含む青森県西北圏域の二級河川を対象とした「西北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会」を平成 29 年 5 月に設立し、「施設では守り切れない大洪水は必ず発生する」との考えの下、国・県・市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、「水防災意識再構築ビジョン」の取組を計画的に推進しています。

さらに、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、「西北圏域流域治水協議会」を設立し、令和 3 年 4 月に「西北圏域流域治水プロジェクト」を策定・公表し、流域のあらゆる関係者が協働し、ハード・ソフト一体となった流域治水に多層的に取り組むこととしています。

このような中、令和 4 年 8 月の大雨により、中村川では計画規模を上回る洪水が発生し、内外水一体型の氾濫により、鰯ヶ沢町市街地では、浸水被害 40ha、浸水家屋 367 戸もの甚大な浸水被害が発生しました。このことから、整備途上であった広域河川改修事業を河川激甚災害対策特別緊急事業に格上げし、整備を一層推進することとしました。また、同年 11 月に流域関係者で構成する「中村川流域治水緊急対策推進会議」を設立し、「流域治水」の考えの下、概ね 10 年間で緊急的に取り組む具体的な 4 つの目標・8 つの対策メニューを設定しています。さらに、令和 6 年 8 月には中村川を特定都市河川に指定しており、これにより河川改修等のハード整備を一層推進するとともに、一定の開発行為に貯留・浸透対策が義務付けられることになり、流域内のあらゆる関係者が総力戦により、再度災害の防止・軽減に努めています。

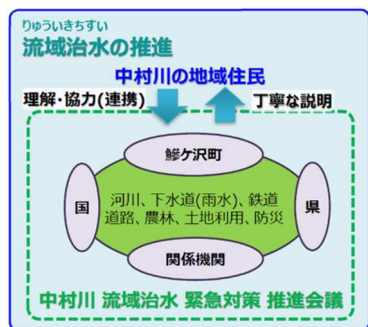


図 1-9 協働による取組のイメージ図

表 1-2 地域住民の命と暮らしを守る取組

4つの 緊急対策目標	8つの 緊急対策メニュー
1. 雨水・土砂流出の抑制	①森林整備、砂防・治山 対策の推進 ②雨水貯留の実践
2. 外水氾濫の防止	③災害復旧・河川改修の 加速 ④新たな河川整備等に 関する計画策定
3. 内水被害の軽減	⑤雨水排水施設の整備 (市街部) ⑥水害を踏まえたまちづくり の検討
4. 逃げ遅れゼロ	⑦水害リスク情報・河川情 報の充実 ⑧地域防災力の向上

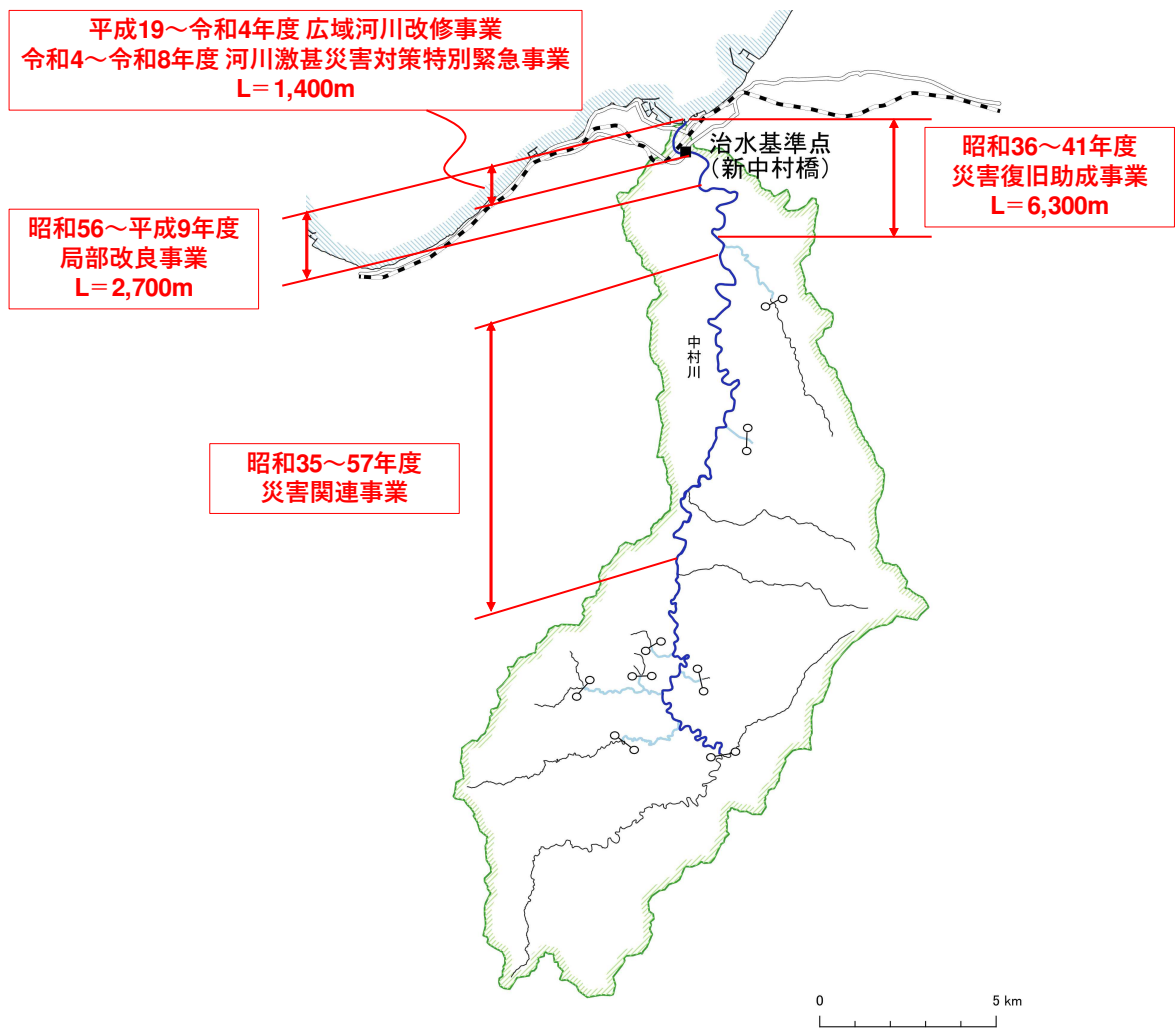


図 1-10 中村川治水の沿革

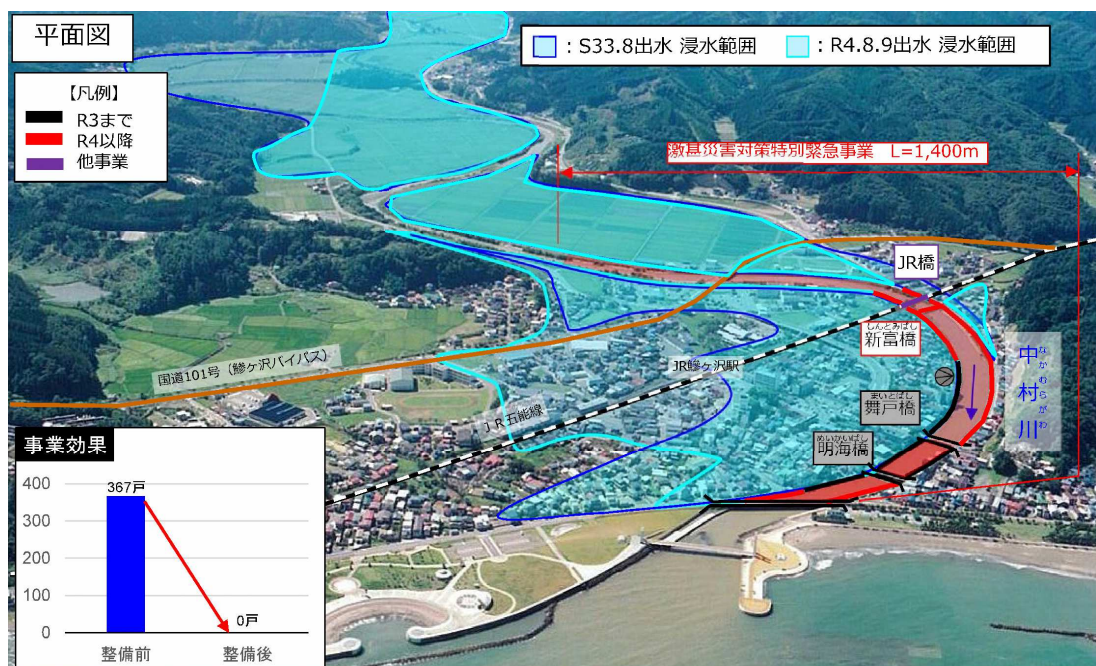


図 1-11 河川激甚災害対策特別緊急事業

1.2.3. 治水の現状と課題

河口より 1.4km 区間は、令和 4 年の豪雨災害を受け、河川激甚災害対策特別緊急事業により、段階的に治水安全度を向上させてきましたが、現在の河道で流すことができる流量は約 400m³/s 程度であり、年超過確率 1/10 の規模の洪水*流量（450m³/s）を安全に流下させることができません。

また、流域の状況や県内他河川の計画規模とのバランスを考慮するとともに、気候変動によって予測される将来の降雨量の増加等を考慮して河川整備基本方針で定めた将来の目標流量（800m³/s）にも対応する必要があります。

なお、ハード対策のみならず、ソフト対策や流域対策などのあらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」を一層推進していく必要があります。

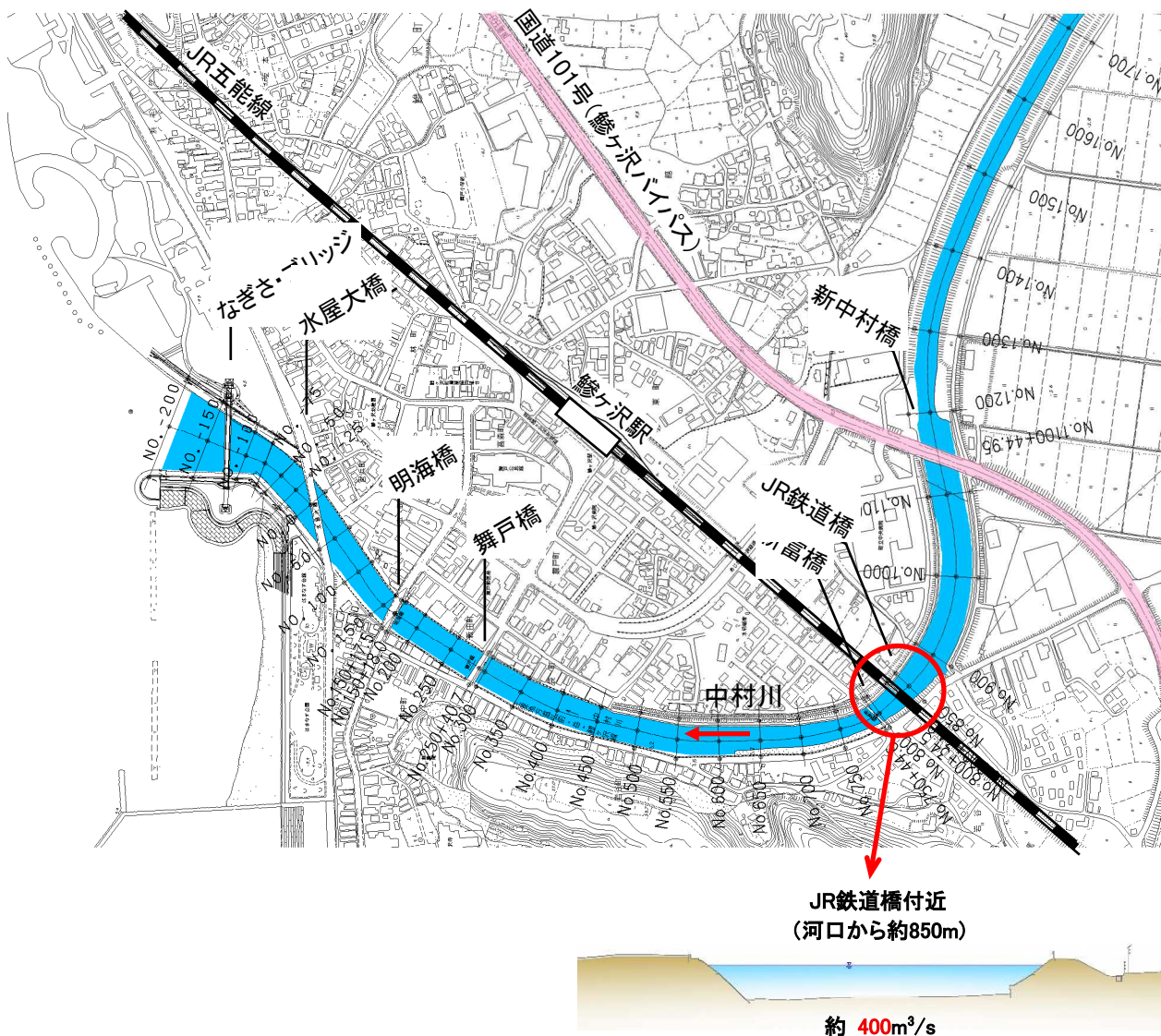


図 1-12 現在の河道で流すことのできる流量

*年超過確率 1/10 の洪水とは、1 年間にその規模を超える大雨が発生する確率が 1/10 (10%) であることを意味します。

1.3. 水利用及び水量、水質の現状と課題

1.3.1. 水利用の現状

中村川では農業用水、発電用水、水道用水として流水が利用されています。

中村川本川に係わる水利権は農業用水として普通期で約 $0.94 \text{ m}^3/\text{s}$ 、発電用水として最大約 $5.20 \text{ m}^3/\text{s}$ です。支川に係わる水利権は農業用水として普通期で約 $0.44 \text{ m}^3/\text{s}$ 、発電用水として最大約 $0.50 \text{ m}^3/\text{s}$ 、簡易水道用水として約 $0.002 \text{ m}^3/\text{s}$ となっています。

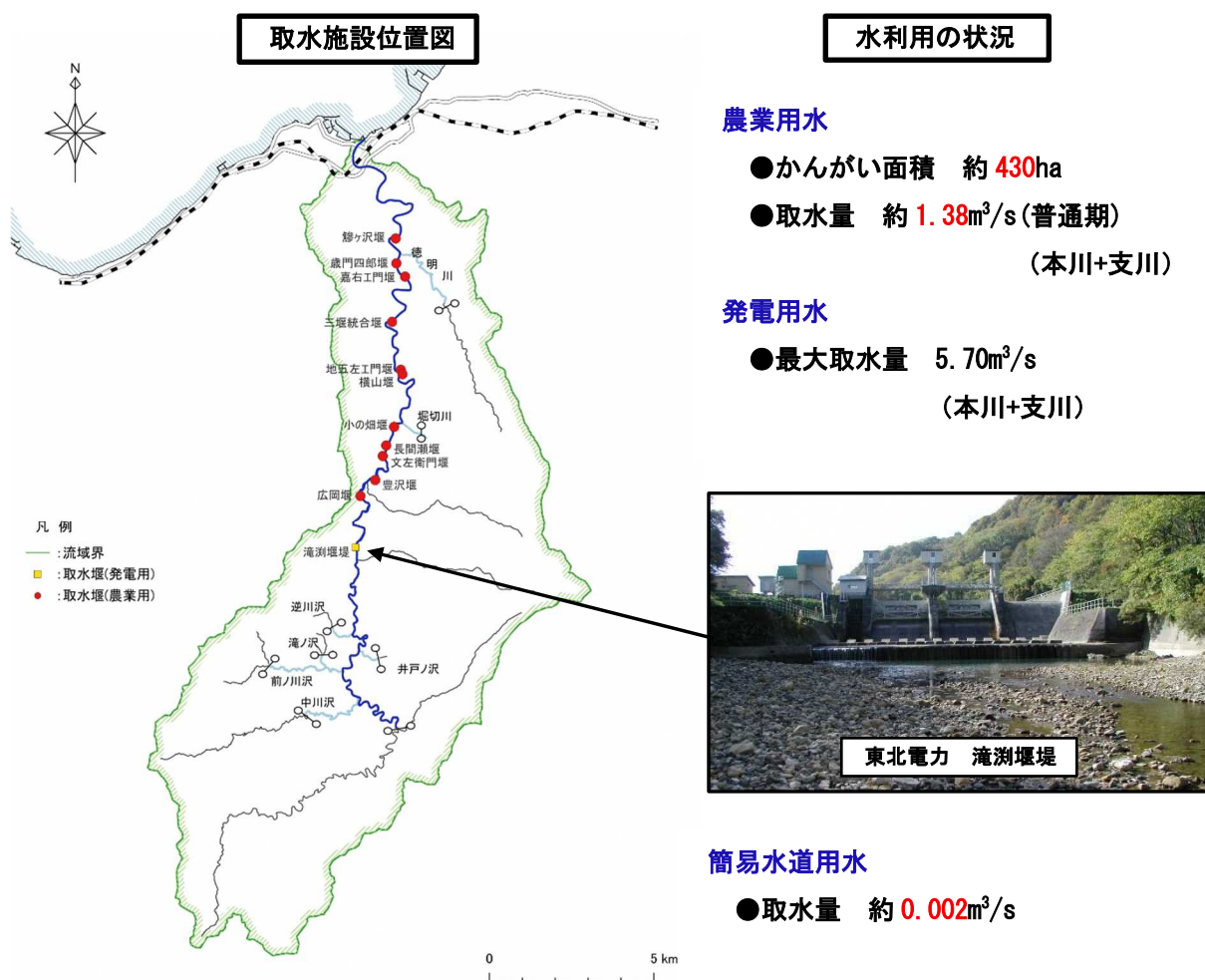


図 1-3 水利用の現状

1.3.2. 河川の流況の現状

中村川における流況は、中村地点において過去10年間（平成26年～令和5年）の平均渇水流量は $1.52\text{m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量は $3.35\text{m}^3/\text{s}$ となっています。

近年、顕著な渇水被害や水不足もなく、安定した水利用が確保されています。

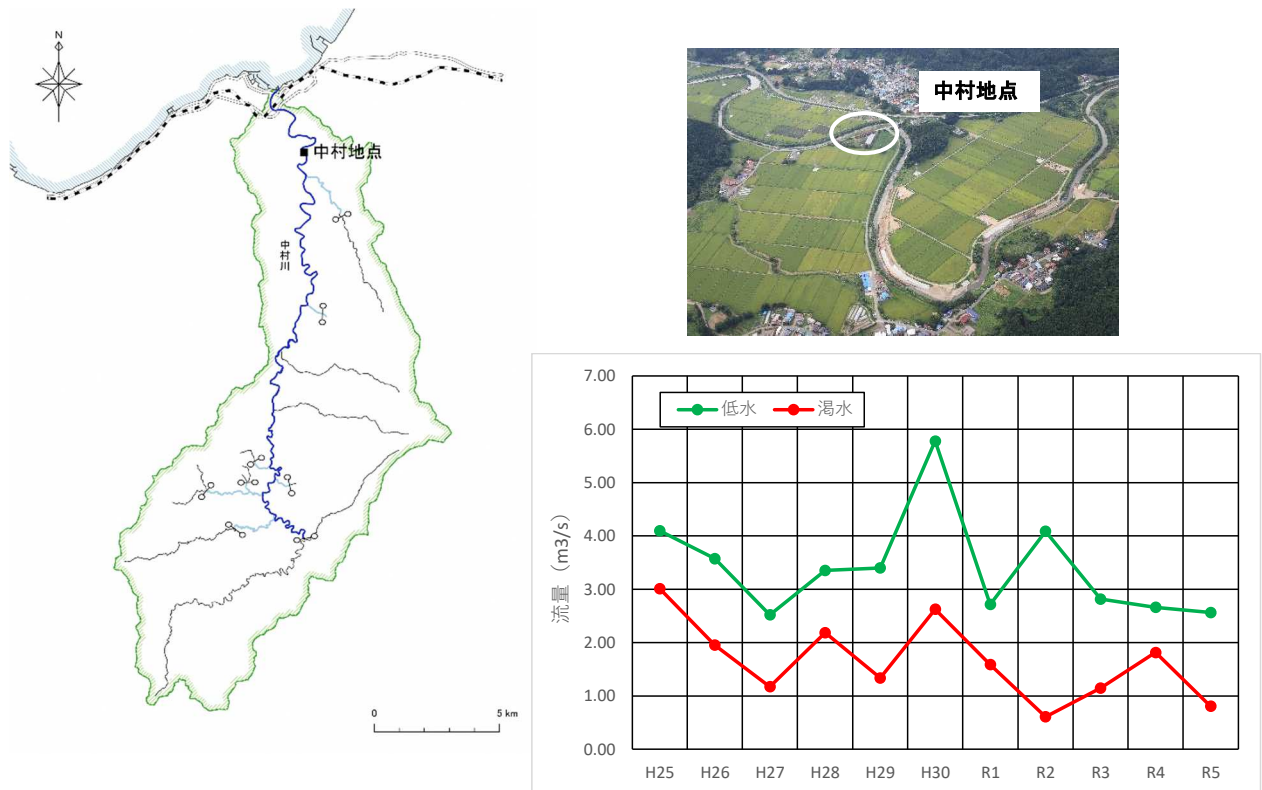


図 1-14 中村地点の低水流量と渇水流量

1.3.3. 水質の現状

河川の水質については、「生活環境の保全に関する環境基準」でA類型に指定されており、現状の水質は中村橋地点においてBOD75%値が2mg/ℓ以下と良好な水質が維持されています。

さらに、鰯ヶ沢町では下水道事業に着手しています。下水道事業の全体計画は、計画目標年次令和12年度、計画処理面積329ha、計画処理人口3,900人となっています。

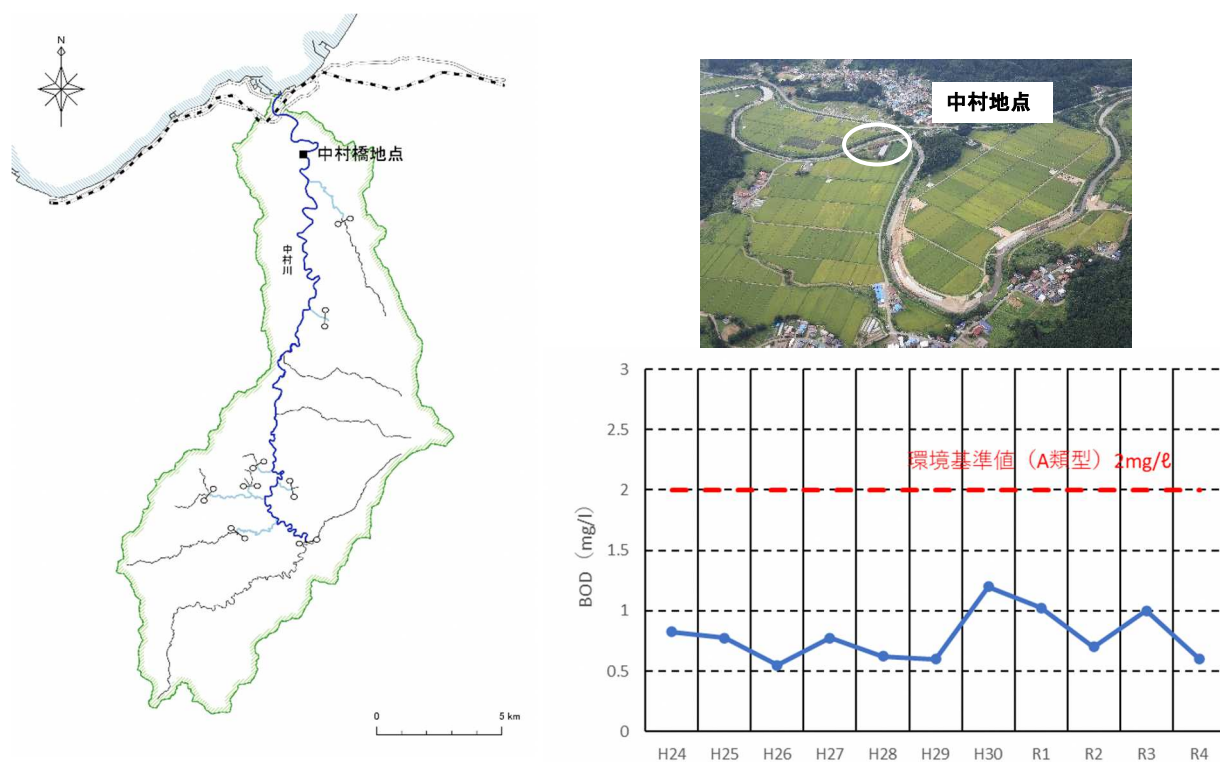


図 1-15 中村川の水質の経年変化（中村橋地点）

1.3.4. 水利用及び水量、水質の課題

中村川は古くから農業用水、発電用水、水道用水に利用され、鰯ヶ沢町における重要な水源となっています。

今後も、流況や水質、利水等の河川状況の把握に努め、継続して安定したかんがい用水が確保され、良好な水質を保持でき、適正な水利用が図られるように努める必要があります。

1.4. 河川環境の現状と課題

1.4.1. 河川環境の現状

鰯ヶ沢町の市街地を流れる中村川の下流部は、両岸に人家が密集し、新中村橋付近まで感潮区間となっています。当区間は、JR 鰯ヶ沢駅、国道 101 号、鰯ヶ沢漁港等が集中する鰯ヶ沢町の社会・経済の中心として都市景観を呈しています。河川改修による護岸化が進み、比較的単調な環境が続いていますが、穏やかな流れにはマガモなどの水鳥が遊び、ウグイ、ウキゴリなどの魚類も多く、子供たちの魚釣りとともに春の風物詩であるシロウオ漁も行なわれており、秋にはサケの遡上も見られます。新中村橋上流のふれあい公園では、『サケと顔を合わせる水辺の学習空間』として、中村川の生態観察施設やサケの採捕施設が整備され、地域住民の身近な親水空間となっています。



図 1-16 (1) 中村川流域の河川環境（下流域）

中流部は、低地部を蛇行しながら流れる川沿いに水田が広がり、段丘上には集落が散在し、それらが一体となって長閑な里山の景観を呈しています。当区間は砂礫底や瀬、淵などが発達し、河畔はヤナギや雑草群落に覆われ、ウグイ、アユ、**カジカ類**等の魚類やキセキレイ、カワガラスを始めとする鳥類、稀産種であるオオヒナノウスツボといった植物等、多様な動植物の生息・生育環境を形成しています。また、サケ、アユ等の放流が漁協により行われ、水産資源の保全が図られています。

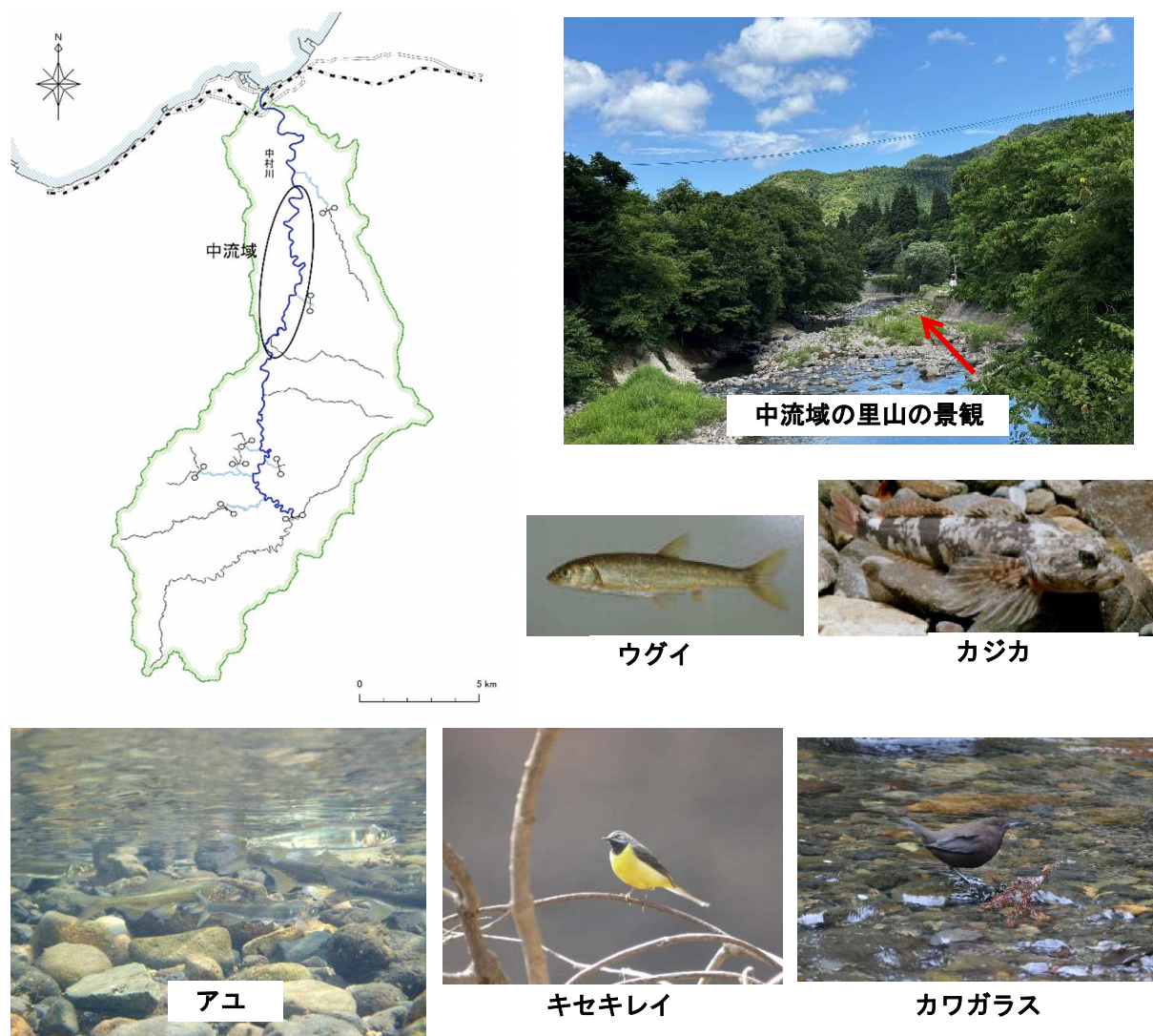


図 1-16 (2) 中村川流域の河川環境（中流域）

沿川の大部分が山地である上流部は、瀬や淵が発達し溪流の様相を呈し、人為的影響もなく多様な溪流環境が存在し、良好な自然環境が形成されています。上流部は、東側が津軽国定公園、岩木高原県立自然公園区域で、植生は主として世界遺産の白神山地から続くブナ林からなり、そこには、特別天然記念物のニホンカモシカ、ホンドザルを始めとする哺乳類や、「レッドリスト（青森県）」に挙げられているクマタカをはじめ、天然記念物のイヌワシ等の鳥類、稀産種であるオニシオガマやコマガタケスグリといった植物等、多種多様な動植物が生息・生育しており、世界遺産白神山地と岩木山をつなぐ回廊としても重要な自然環境となっています。緑豊かな自然の中で瀬、淵、滝など多様な姿を見せる川には、清流を好むエゾイワナ、ヤマメ等の魚が生息しています。このように上流部は、自然豊かな区間であり多様な動植物の生息・生育環境となっています。



図 1-16 (3) 中村川流域の河川環境（上流域）

1.4.2. 河川環境の課題

新中村橋付近から河口までの下流域は、市街地を抜けて日本海に注ぎ込む、感潮区間となっています。人工護岸による単調な河川環境ですが、シロウオの遡上や産卵が確認されている他、サケの遡上も確認されており、これらの種の生息及び産卵環境の保全を図るとともに、地域住民が水辺に親しめるような空間を維持する必要があります。

滝沢発電所から感潮区間の終点（新中村橋付近）までの中流域は、田園地帯をゆったりと流下する区間であり、ウグイ、アユ、サケ、ヤマメ、カジカ類等の回遊魚が支障なく移動できるような縦断的な連続性の確保やアユの産卵環境の保全を図るとともに、カワガラスやキセキレイ等が生息する溪流環境や、ツルヨシ等が点在する水際環境の保全を図る必要があります。

滝沢堰堤から滝沢発電所までの中流域（減水区間）は、連続する瀬・淵が形成されている溪流区間であり、ウグイ、アユ、サケ、ヤマメ等の回遊魚が支障なく移動できるよう縦断的な連続性の確保を図るとともに、絶滅危惧種のヤマセミ等が生息・繁殖する良好な溪流環境や、サワグルミやヤナギ等の河畔林の保全を図る必要があります。

管理区間の上流端から滝沢堰堤までの上流域は、自然豊かな山間部を貫流する溪流区間となっています。ウグイ、エゾイワナ、ヤマメ等が生息・繁殖する瀬・淵環境、ムカシトンボや絶滅危惧種のヤマセミ等が生息・繁殖する溪流環境やサワグルミ等の河畔林の保全を図るとともに、周辺の樹林に生息するクマタカ等の猛禽類の生息環境の保全を図る必要があります。

2. 河川整備計画の目標に対する事項

2.1. 計画対象区間

本河川整備計画の対象区間は、中村川水系のうち青森県知事が管理する区間を対象とします。

表 2-1 計画対象区間

河 川 名	本 支 川	自	至	指定区間延長 (km)
中 村 川	本 川	指定区間上流端	海に至る	29.9
徳 明 川	1 次 支 川	指定区間上流端	中村川合流点	2.2
堀 切 川	1 次 支 川	餅の平沢合流点	中村川合流点	1.0
逆 川 沢	1 次 支 川	指定区間上流端	中村川合流点	0.9
井 戸 ノ 沢	1 次 支 川	指定区間上流端	中村川合流点	0.7
前 ノ 川 沢	1 次 支 川	指定区間上流端	中村川合流点	2.5
滝 ノ 沢 川	2 次 支 川	指定区間上流端	前ノ川沢合流	0.6
中 川 沢	2 次 支 川	指定区間上流端	中村川合流点	2.8

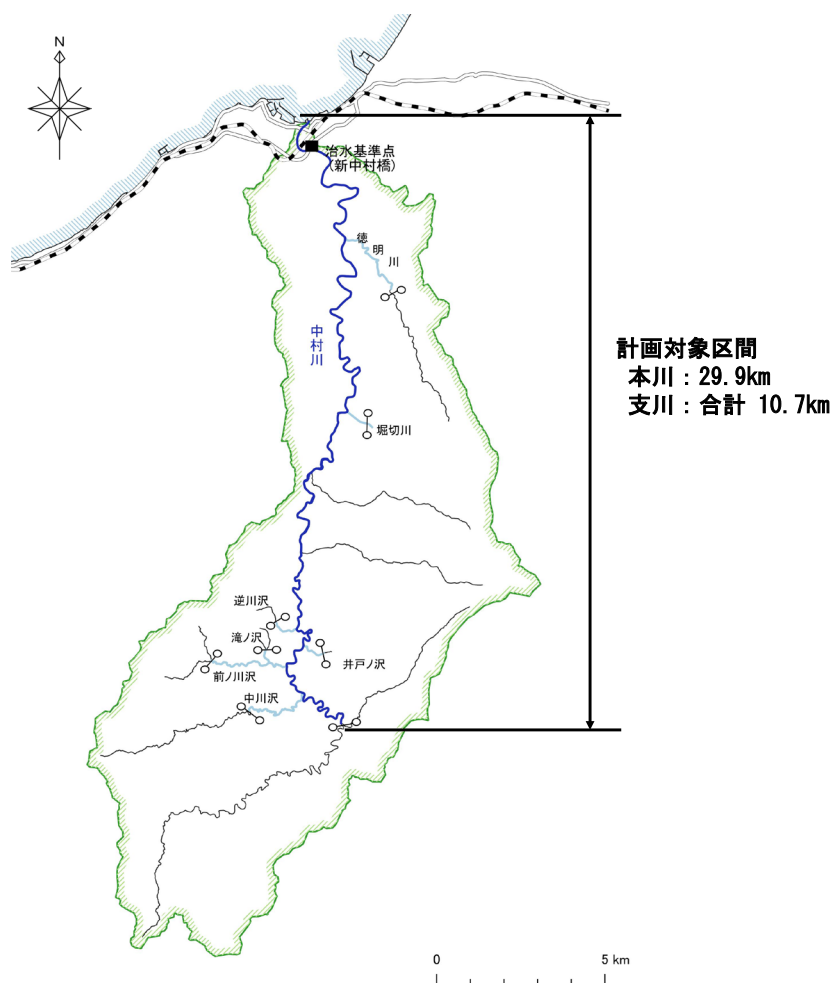


図 2-1 計画対象区間

2.2. 計画対象期間

事業を進めるにあたっては、施設整備の必要性、計画の正当性について、流域住民の理解を広く求め、限られた河川整備への投資を有効に発揮させるよう、流域内の資産や人口分布、土地利用の動向等を的確に踏まえて、治水効果の早期発現に向けて段階的に整備を進めるものとして、本河川整備計画の対象期間は概ね 20 年間とします。

なお、本計画は、現時点の流域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定されたものであり、策定後のこれらの状況の変化や知見、技術の進歩等の変化により、必要に応じて見直します。

2.3. 河川整備計画の目標

2.3.1. 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標

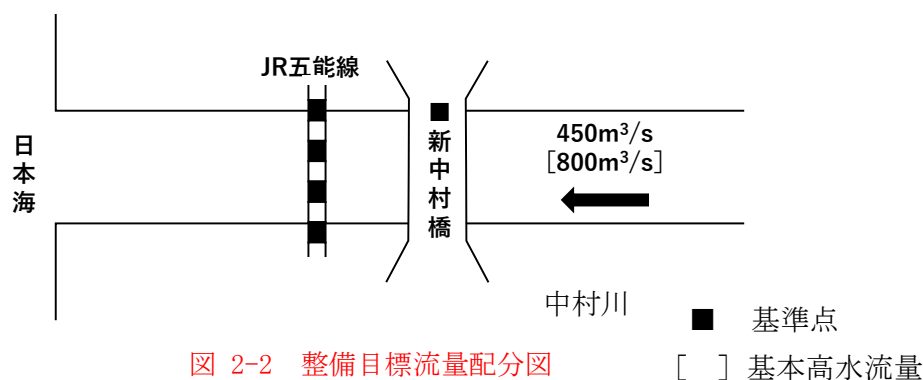
治水対策の目標は、過去の水害の発生状況、流域の重要度及び河川の整備状況等と、投資規模等の社会的・現実的な諸条件を勘案し、県内他河川の治水安全度の**バランスを考慮するとともに、気候変動によって予測される将来の降雨量を考慮し**、設定する必要があります。

中村川においては、安全で安心して暮らせる川づくりを目指し、**年超過確率 1/30 規模の洪水（800m³/s）を安全に流下させることを目標とします**。引き続き、**年超過確率 1/10 の規模の洪水（450m³/s）について安全に流下させる河道整備を進めるのに加え**、令和 4 年 8 月洪水及び年超過確率 1/30 の規模の洪水（800m³/s）を安全に流下させるため、既存施設の活用及び新たな洪水調節施設を取り入れた最適な施設整備の組み合わせについて、必要な調査・検討を行い、洪水調節機能の確保を図ります。

また、特定都市河川浸水被害対策法の法的枠組を活用し、治水施設の整備と併せて、雨水流出の抑制や土地利用規制などの流域一体となった浸水被害防止に取り組むとともに、流域の保水・遊水機能を適切に確保します。

表 2-2 主要地点における河道の配分流量

河川名	地点名	地先名等	整備計画 目標流量	洪水調節施設等 による調節量	河道の整備 目標流量
中村川	新中村橋	青森県西津軽郡 鰺ヶ沢町大字舞戸町	8 0 0 m ³ /s	3 5 0 m ³ /s	4 5 0 m ³ /s



2.3.2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川の水利用に関しては、既得の農業用水の利用を考慮した、流水の正常な機能を維持しつつ、渇水時には利水関係機関等と連携をとり、適正な水利用が行われるように努めます。

また、中村川の清らかで貴重な水を永く保つため、流域全体で一体となって健全な水循環系の保全を図ります。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、将来の目標として中村地点において概ね 0.90m³/s が定められています。河川整備の実施区間が中村地点より下流の感潮区間に位置することなどから、引き続き流況および水利用状況の把握に努め、流量補給施設整備の可能性等について今後さらに検討していきます。

2.3.3. 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、中村川の特徴である中流蛇行部の瀬と淵に見られる動植物の多様な生息・生育環境の確保・保全に努め、下流部においては、地域住民が水辺に親しみ、憩える場になるよう景観に配慮し、良好な河川空間の創出に努めます。中村川のもつ原風景と美しい河川景観を保全するよう配慮するとともに、地域住民との連携により、現在の良好な水環境の保全に努めるものとします。また、流域自治体の下水道事業等と連携し、中村川の良好な水質の保全を図ります。

河川の整備にあたっては、周辺に生息・生育する動植物調査を充分に行い、これらの影響を極力少なくし、良好な環境の保全を図ります。

また、流域内の様々な動植物の生息・生育環境に配慮して、出来る限り現状の豊かな自然を尊重した多自然川づくりや魚道の設置等により魚がのぼりやすい川づくりを進めます。

さらに、河川の豊かな自然を活用した河川とのふれあいや体験学習等の場については、地域住民の意見を踏まえながら関係機関と調整を図り、自然環境との共生を前提として整備を実施します。

3. 河川整備の実施に関する事項

3.1. 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

3.1.1. 河川工事の目的

中村川の河川工事は、沿川の土地利用状況等の地域特性を踏まえた洪水時の浸水被害の防止、軽減を図ることを目的とします。

3.1.2. 河川工事の種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

河川工事は、下記の場所において、築堤、掘削、護岸及び JR 鉄道橋の架替等による河川改修を行い 450m³/s の流量が流下可能となるよう河積の拡大を行います。

工事の実施に当っては、魚類の生息・生育環境や保護の対象となる文化財等を踏まえ、関係機関と調整し、環境への影響が軽減されるよう、施工時期や施工方法に配慮します。

表 3-1 河川整備実施内容

河川名	施行場所及び施行区間	施行区間延長(km)
中村川	河口(0km)～1.40km 付近	1.40

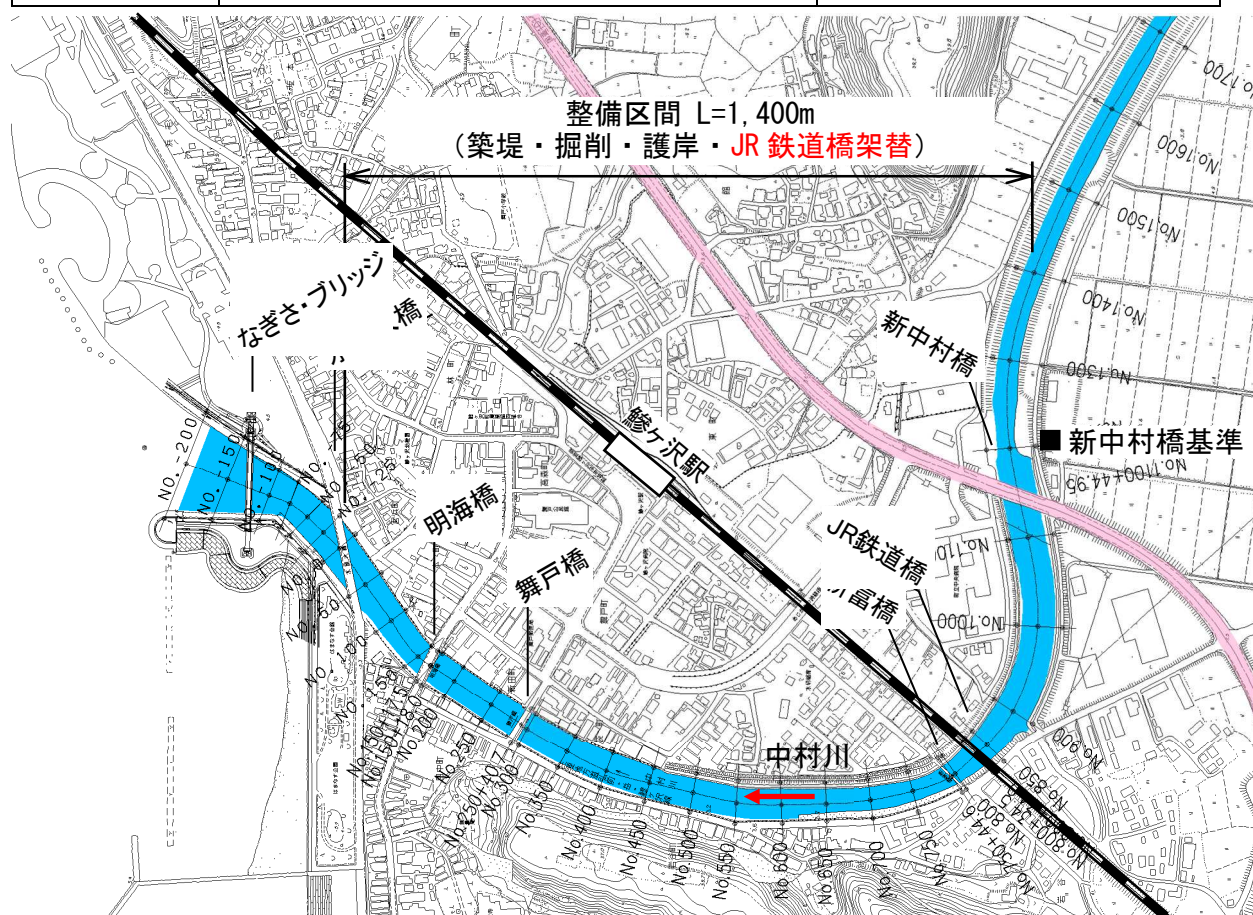


図 3-1 中村川河川整備実施位置図

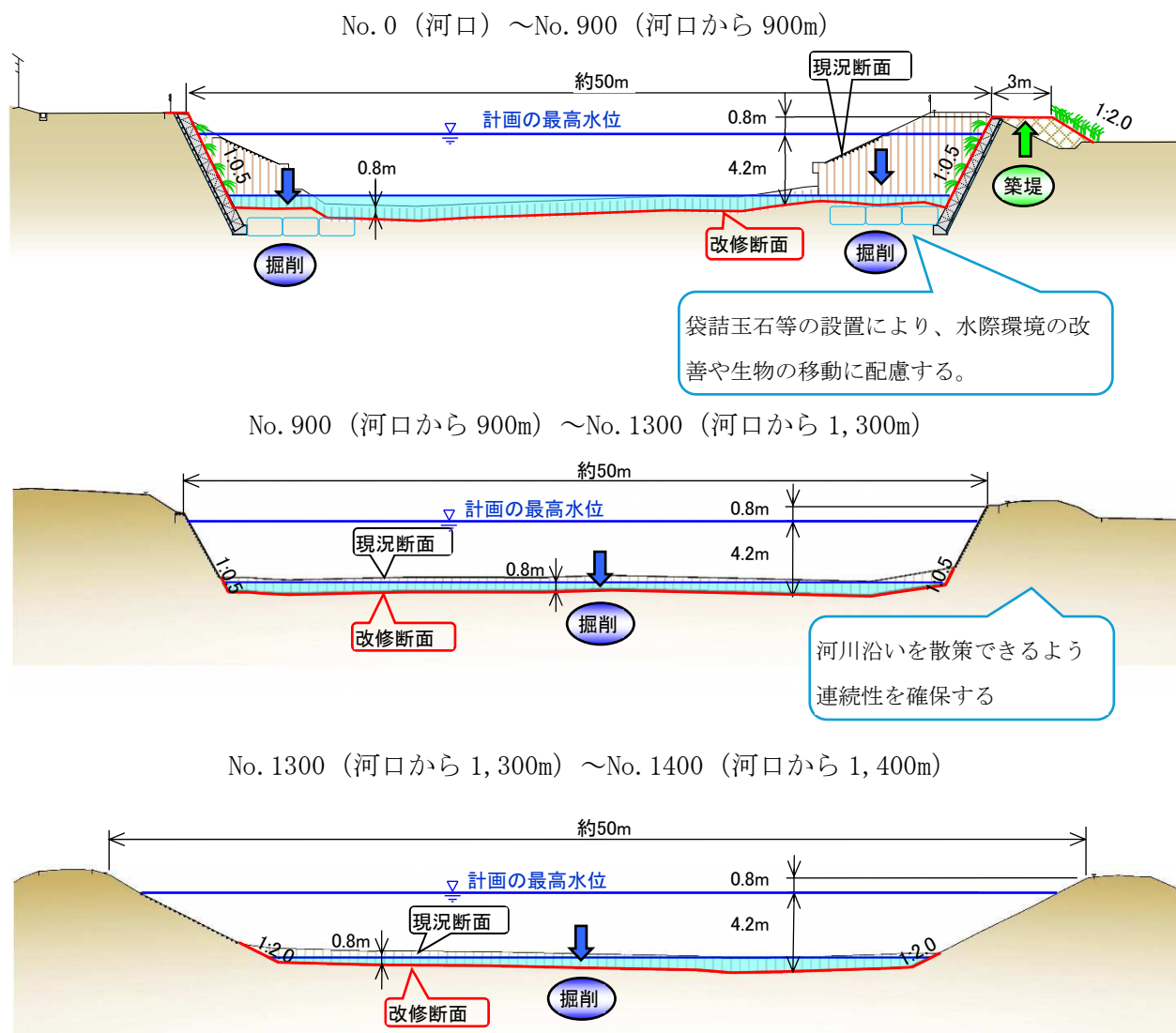


図 3-2 改修断面

3.1.3. 中上流部における治水機能増強検討調査

既存施設を最大限活用した事前放流や操作方法等について調査・検討を行います。

また、さらに洪水調節機能の増強が必要な場合には、既存施設の放流能力の増強・堤体の嵩上げ、新設ダム等に関する調査・検討を行います。

3.1.4. 災害復旧及び局所的な対応

洪水による河川氾濫等により小規模な家屋浸水被害が発生した箇所については、流域の地形特性や過去の災害発生状況、上下流・本支川バランス等を踏まえ、緊急性や優先度を考慮し、被災原因に応じた災害復旧や局所的な手当を行うことにより、家屋浸水被害の防止又は軽減を図ります。

具体的には、輪中堤、特殊堤、河道掘削、河川法線形の是正及び被災要因となった構造物の改築などを行います。

また、関係機関や地域の理解等も踏まえ、整備後の浸水被害防止区域等も適宜設定してまいります。

3.2. 河川の維持の目的及び種類

3.2.1. 河川の維持の基本となるべき事項

洪水等による災害の防止または軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持等の河川環境の整備と保全のため、地域住民や関係機関と連携を図りつつ、住民の参加を得ながら適切な維持管理を行うこととします。

3.2.2. 河川の維持の目的及び種類

(1) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能低下及び質的低下の原因としては、洪水によるものと経年的な劣化や老朽化によるものがあります。前者については速やかに、後者については計画的に対策を講じます。また、河川管理施設の状況及び異常発生の有無を把握するため、はん濫注意水位に達するおそれがある場合には、必要に応じて河川の巡視を行います。

(2) 河道及び河口の維持

河道及び河口部の土砂の堆積や河川区域の樹木等については、堆積状況等の把握に努め、洪水の流下に阻害となる場合は、治水、利水、河川環境面での機能を十分に考慮した上で、必要に応じて河床掘削や伐採等の対策を講じ、実施に際しては、河床の安定や魚類等の遡上や産卵といった生息・生育環境の保全に配慮します。

(3) 水環境の保全

不法投棄の防止、外来種の移入規制、水質監視など河川環境の保全を、地域と連携・協力のもとに行います。

4. 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等に関する事項

4.1. 河川情報の提供に関する事項

4.1.1. 常時の情報提供

中村川を適切に整備・保全する気運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで積極的に創り出すための河川愛護・美化の普及を促すため、河川管理者として収集した河川に関する情報（水質、水量、動植物の生態、新規事業等）をインターネット・SNS等の多様な媒体を通して公開し、地域住民との情報の共有化を図るものとします。

4.1.2. 洪水時の情報提供

中村川は、下記区間を「水位周知河川」として設定しており、水位が避難の一つの目安である「避難判断水位」に達した場合は、地域住民にその周知を行うこととします。

表 4-1 水位情報の通知、周知を行う河川及びその区間

地 域	水系名	河川名	基準点	左右岸 の 別	区 間
西北 (鰻ヶ沢)	中村川	中村川	中村	左岸	西津軽郡鰻ヶ沢町大字中村町 字中山ノ井 544 番地先
				右岸	から 海に至る場所まで 西津軽郡鰻ヶ沢町大字中村町 字中水崎 18 番地先

表 4-2 水位到達情報の発表基準水位（令和 7 年 4 月 1 日時点）

地 域	水 系 名	河 川 名	観測所名	水 防 団 待機水位	氾濫注意 水 位	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位
西北 (鰻ヶ沢)	中村川	中村川	中村	7.90m	8.20m	8.90m	9.70m

※水防団待機水位：各水防機関が水防体制に入る水位。

氾濫注意水位：水防団の出動の目安となる水位。

避難判断水位：市町村長の高齢者等避難発表の目安となる水位。

氾濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位。

洪水時・災害時は、迅速な避難行動を支援するため、河川情報（降雨量・水位等）や防災情報（浸水状況等）の収集を行い、関係機関及び地元住民に向けてマスメディアやインターネット等による情報提供を行うほか、必要に応じ、河川情報や今後の見通し等を市町村長等へ直接電話により情報提供するホットラインを行います。

また、洪水の状況をリアルタイムで把握するためのカメラを設置し、インターネットで情報提供を行っており、今後とも地域からの要望を踏まえながら、危機管理体制の強化を図ります。

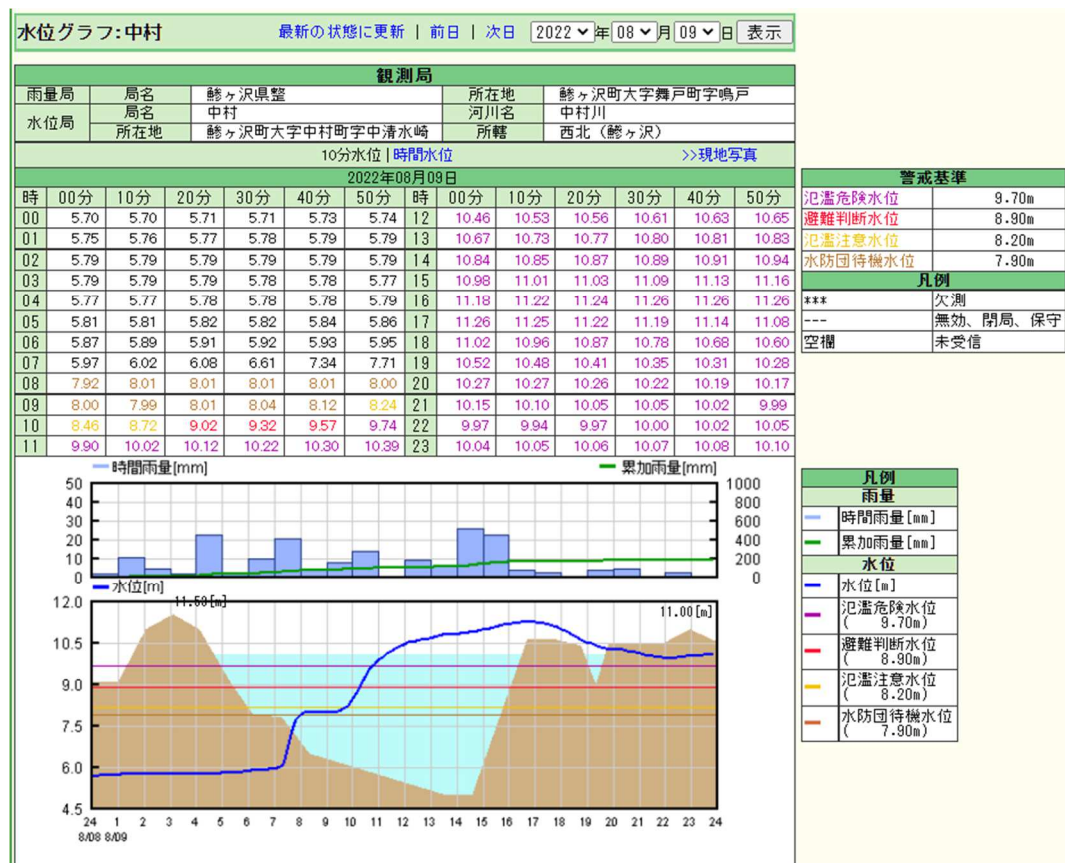


図 4-1 インターネットによる洪水情報の提供

4.2. 流域における取り組みへの連携・支援等に関する事項

4.2.1. 地域住民や関係機関との連携

前述の手段（インターネット・SNS 等の多様な媒体）を通して各種情報を提供するとともに、地域住民から河川に関する情報が収集できる体制づくりを進め、地域との連携を強化して河川清掃等の水辺サポーター等のボランティア活動やイベント開催等のレクリエーション活動の支援を行うものとします。

また、河川は源流部から河口まで流域全体の様々な繋がりの上に存在しており、河川の治水、利水、環境整備の計画は、河川区域のみならず流域全体で考えるよう努めるものとします。

4.2.2. 危機管理体制の構築

整備途上段階の施設能力や計画規模を上回る洪水に対しても、できるだけ被害を軽減するため、情報伝達体制、警戒避難体制の整備や地域の水防活動などの体制強化を支援します。

また、避難誘導体制の強化を図るため、洪水ハザードマップ作成を支援します。

4. 2. 3. 流域治水の取り組み

河川整備が完了するまでの期間における安全確保及び近年の局所的豪雨の頻発や気候変動による水害の激甚化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への取り組みが非常に重要です。

流域関係者で構成する「中村川流域治水緊急対策推進会議」において定めた、ソフト・ハードが一体となった取組である「中村川流域治水緊急対策」を推進し、関係機関や地域住民と連携しながら、地域の防災力を高めていきます。



図 4-2 中村川流域治水緊急対策（令和5年3月策定）